

2024年4月9日

普通部生、同保護者各位

ICT 担当（藤田大・岡野・源馬・正田）

### コンピュータ端末の貸出について

普通部では、下記の通り、学校で整備したコンピュータ端末の貸出を開始します。

目的は、授業や部会活動などでのコンピュータ利用を拡充するとともに、労作展作品制作時のコンピュータ利用の援助を行い、普通部生のコンピュータのスキルやリテラシーの向上を図ることです。なお、貸出できる端末数には限りがありますので、ご了承ください。貸出中の端末の管理につきましては、ご家庭のご協力をお願いいたします。

#### 記

- 貸出物品： MacBookAir、SurfaceGo2、Chromebook、付属品（充電ケーブルなど）、箱  
（端末の仕様等については、ホームページの「普通部生へのお知らせ」を参照）
- 貸出期間： 各学期中は原則 2 週間（14 泊 15 日）  
（貸出期間の最終日が休日の場合、返却期限を繰り延べます）  
（学期末は貸出期間が短縮され、期末試験最終日が返却期限になります）  
長期休業中は、終業式の日から次の始業式の日まで  
（長期休業前に貸出中の端末は、一旦返却し物品の不足がないか点検します）
- 貸出手続： ① 申請用紙を事務室で受け取り、必要事項を記入し、保護者の印をもらう。  
② 身分証明証とともに申請用紙を事務室窓口へ提出し、貸出端末一式を受け取る。  
（窓口受付時間 8:30-16:00 時間外の受付はできません）
- 注意事項： ※ 必ず生徒本人が貸出・返却の手続きを行ってください。  
※ 必ず生徒本人が使用し、他人に使わせないでください。  
※ 返却時は、充電を完了し、全ての物品を箱に入れて事務室へ持参してください。  
※ 返却期限を過ぎても返却しなかった場合、1 回目と 2 回目は延滞 1 日につき 1 週間貸出禁止となります。3 回目以降は、半年間貸出禁止とします。  
※ 貸出した物品を破損・紛失した場合、速やかに ICT 担当へ申し出てください。  
状況に応じて、一定期間の貸出禁止や交換にかかる費用の負担をお願いいたします。  
※ 普通部での使用ルールは、個人用 iPad の使用ルールと同じです。これらが守れない人には貸出端末の返却を求め、半年間貸出禁止とします。  
※ ご家庭での使用ルールを相談して決めてください（家庭内での使用場所と時間、端末内の情報確認方法など）。  
※ 返却後に端末を初期化するので、必要なデータは Google ドライブなどを使って各自でバックアップを取ってください。  
※ 返却時に欠品がある場合、すべての物品がそろそろまで返却済扱いになりません。

以上